

# 県民意見整理台帳

(「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正に係る基本的な考え方」に関する  
提出意見及び意見に対する県の考え方)

1 意見募集期間 2024年3月19日(火曜日)～2024年4月17日(水曜日)

2 意見募集の結果

(1) 意見提出件数 11件

(2) 意見内容の概要(意見分類)

区 分	件数
1 化学物質自主管理目標報告	3
2 化学物質自主管理状況報告	2
3 災害対策	3
4 その他	3
合計	11

※1) 1件の意見に対し、意見分類が複数に分かれる場合には、それぞれ集計しました。

(3) 県の考え方の概要(対応区分)

区 分	件数
ア 改正素案に反映するもの	0
イ 改正素案を検討する参考としたもの	1
ウ 施行規則の改正や今後の施策展開の参考とするもの	5
エ 改正素案に反映しないもの	5
オ 現行条例においてすでに盛り込まれているもの	0
カ その他	0
合計	11

令和6年6月

神奈川県環境農政局環境部環境課

【意見分類】

【対応区分】

1	化学物質自主管理目標報告	ア	改正素案に反映するもの
2	化学物質自主管理状況報告	イ	改正素案を検討する参考としたもの
3	災害対策	ウ	施行規則の改正や今後の施策展開の参考とするもの
4	その他	エ	改正素案に反映しないもの
		オ	現行条例においてすでに盛り込まれているもの
		カ	その他

意見No	意見分類	意見要旨	対応区分	県の考え方(回答)
①	4	異常気象が多く、道路等を整備するのがよいのではないか	エ	道路等の整備については、本条例では対象としておりません。
②	4	人口減少で環境保全をするための人員が少なくなるため、その点も対策すべき。	ウ	人口減少により環境保全に携わる人員も減少することが想定されるため、例えば、県ホームページで環境保全の優良事例を紹介するなど、事業所における対策を支援する取組を進めていきます。
③	4	施行規則第51条の2(3)について、従来の様に10m2未満の土地区画形質変更は、届出の対象外にしてほしい。	エ	令和2年10月の改正時に、法と重複する規制の合理化及び汚染の拡散防止を図る観点により、届出不要とする行為を整理したところであり、土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満で、かつ掘削した土壌を場外へ搬出しない等の場合は、届出の対象外としております。 届出不要な面積要件の見直しについては、汚染のおそれが多くかつ地下水位が高い土地を局所的に深く掘削する場合がありますため、現時点では考えておりません。
④	1	化学物質管理目標報告制度の報告内容を取扱量と用途のみに変更することだが、この情報をどのように活用するか。具体的な活用実績、または、具体的にどのように活用しようと考えているか教えて欲しい。仮に利用価値が低いのであれば、この制度自体を廃止することを検討してほしい。他県では類似の制度がなく、化管法として国への報告のみとしている県もあり、もう一段踏み込んだ検討を行い、制度のスリム化を実現してほしい。	エ	災害時や事故発生時の流出量の推測等への活用を考えております。具体的には、河川が白濁するといった水質事故が発生した際に、原因推定や注意喚起のための基礎情報として活用したほか、大規模災害による化学物質流出の被害想定の見直しといったことに活用していきます。 また、取扱量や用途の報告制度に類似する制度は、東京都、埼玉県といった自治体でも施行されています。
⑤	2	化学物質の使用等がない指定事業所については、初回は化学物質の利用がなくとも、それ以降使われる可能性が0ではないため、数年ごとに引き続き報告するよう促すべきであり、初回の報告以降も報告を続けるべき。	イ	化学物質の使用等がない指定事業所については、使用等を開始した時点で届出が必要となるため、その後3年ごとの報告を求めよう、制度の見直しを行います。
⑥	3	自然災害発生時の環境汚染を未然に防止するための漏出防止対策を明記した管理計画書について、化管法の対象事業者だけでなく、市民による第三者の意見も参考になると考えられるため、市民にも見れるように神奈川県HPに全文載せて欲しい。	ウ	管理計画書については、事業者の化学物質管理や防災対策を促すことを目的としています。事業者の機密情報等が含まれる可能性もあることから、県による公開は現時点で考えていませんが、企業のCSRの観点から、事業者自らが公表するよう、促していきます。
⑦	1	化学物質管理目標報告制度において、目標設定を事業者本人にさせるのではなく、県が目標を設定すれば良いのではないかと。自主管理も大事だが、現状事業者が管理できないのであれば県が管理し、化学物質の排出量を少なくしていく方が良い。報告すべきは取扱量と用途と目標達成状況の三つである。県が定めた目標に対し、どの程度事業者側が取り組めたのか、また、何が良くて何が悪かった等多くの情報があるため、目標達成状況は報告させるべき。	エ	化学物質管理目標報告制度の目標設定については、その目的が自主管理推進であり、事業所により化学物質の使用状況は様々であることから、県が目標設定し管理することは考えておりませんが、条例や化管法により報告を受けた取扱量や排出量等の顕著な増加等を確認した際は、適宜状況把握あるいは排出削減を促していきます。
⑧	1	化学物質の削減目標を現状維持とする事業者が過半数を占めて、排出量も横ばいになってしまっているが、世界各国で行われている温室効果ガスの排出量取引のような制度を企業間で取り入れれば、化学物質の排出量削減により利益をあげるため、企業努力が進むと考えられるが、どうか。	エ	化学物質の排出量取引については、事業者の規模や使用形態が様々であることから排出枠の割り当てが困難であり、検討しておりません。
⑨	3	災害時の環境汚染を防止する為の漏出防止対策を明記した管理計画書の作成、提出について、事業者自身が作成すると対策に不備があり災害時に甚大な被害をもたらす可能性があるが、なぜ対象事業者自身に作成等を任せるのか。	ウ	事業者の規模や状況に応じて必要となる対策は異なることから、管理計画書の自主的な作成を求めます。ただし、明らかな不備や、計画に含めるべき内容が不足している場合は、修正等の指導を行っていきます。
⑩	3	企業の対策で完結せず、管理計画書や企業情報がわかるものをマップ上で見せれば、情報開示という形での市民に対する還元になるため、化学物質を利用する企業を地図上に示し、そこからどの程度影響があるか示したハザードマップ的なものを作ってはどうか。	ウ	管理計画書については、事業者の化学物質管理や防災対策を促すことを目的としています。事業者の機密情報等が含まれる可能性もあることから、県による公開は現時点で考えていませんが、企業のCSRの観点から、事業者自らが公表するよう促していきます。また、参考となる優良事例の取組を県のホームページで紹介するなど、得られた情報を活用していきます。
⑪	2	化学物質について、現在使用しなくとも今後使用する可能性があるため、化学物質の自主管理状況の報告について、3年でなく5年スパンで報告を求めるとはどうか。	ウ	化学物質の使用等がない指定事業所については、使用等を開始した時点で届出が必要となるため、その後3年ごとの報告を求めよう、制度の見直しを行います。